

行為計算否認により5億円の相続税課税

1. めずらしい行為計算否認規定の適用

相続税法 64 条(同族会社の行為計算の否認)の規定により、約5億円の相続税が課税された事案です。別の方法をとればこのような処分にならなかったのでしょうか。結果として多額の債務と相続税の支払いが残されました(裁判事例集 No.67、平成 16 年分・第 1、P.718)。

2. 事案の概要

- 平成 2 年 1 月甲の同族会社 A 社は不動産を約 19 億円(17 億円以上が借入金)で取得。
- 平成 12 年 10 月 A 社の保証人甲は、A 社から不動産を 16.5 億円で取得する売買契約締結。A 社の借入金を甲が承継することにより売買代金の支払いに充当(不動産の相続税評価額は 124 百万円)。
- 平成 12 年 11 月甲死亡。
- 平成 15 年 3 月原処分庁は、相続税評価額を売買金額として債務控除・課税価格を計算し、納税者主張の債務控除額のうち約 15 億円を否認(納税者は相続税について無申告)。

3. 請求人(納税者・甲の相続人)の主張

- A 社はバブル崩壊の地価下落のため貸しビルの建築や外部への売却ができず、欠損会社に。
- やむを得ず採った処置であり、相続税の負担を不当に減少させる意図など微塵もない。
- 担税力のない者にこのような処分を行うのか。

4. 原処分庁(税務署側)の主張

- 売買価額が相続税評価額の約 13 倍というのは、異常に高額。不自然・不合理な行為。
- 甲についての相続税対策と A 社再建が目的。請求人(納税者)も相続税の負担減少のため売買契約

を締結したことを認めている。

5. 審判所の判断

- 相続税法 64 条の適用にあたっては税負担の軽減という結果のみで判断するのではなく、経済的・実質的にみて不自然・不合理なものと認められるかにより判断すべき。
- A 社の借入金は A 社の名義のままであり、免責的債務引受をしたとはいえない。
- 時価との大幅な乖離を認識しながら売買価額を決定したのは、不自然・不合理。債務控除が過大となり相続税を不当に減少させるもの。

6. 問題点の検討

- 甲の相続人は借入金を承継し A 社名義の口座を介して分割返済をしています。審判所もその事実を認めていますが、債務控除を否認しました。
- このような異常な価額での売買ではなく時価で譲渡し、借入金と譲渡価額との差額については甲が保証債務を履行した後、A 社に対する求償権を放棄するなどのような方法が取れなかったのでしょうか(銀行は甲の高齢を理由に融資先変更手続きに応じなかったとされています)。
- 甲死亡の1ヵ月前に公正証書遺言が作成されています。相続開始後にはその遺言の無効等確認訴訟が提起されています。本件の一連の行為について、相続人間の不協和音の影響もあったのでしょうか。ともかく争族は損です。
- 本事案のように、今後も資産の時価と債務とに開きがある事例の発生が予想されます。慎重かつ早めの対応が必要と思われます。

(担当：藤原 和夫)